



「生徒指導と関係法規」

◇ 生徒指導提要（文部科学省 2010 年作成 2022 年改訂）

「生徒指導提要」は生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、組織的・体系的に取り組を進めることができるようにした学校・教職員向けの基本書である。小学校段階から高等学校段階に至るまでの全ての教職員が「生徒指導提要」を踏まえて指導を行うことが求められる。

◇ 生徒指導に関わる関係法規

1 懲戒と体罰

●学校教育法

（１）懲戒（第 11 条）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（２）出席停止（第 35 条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- | |
|-------------------------------|
| 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 |
| 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 |
| 三 施設又は設備を損壊する行為 |
| 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 |

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 体罰（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」文部科学省 2013 年 3 月 13 日通知）

○（別紙）学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

① 通常、体罰と判断され则认为られる行為

ア「身体に対する侵害を内容とするもの」

- ・授業態度の指導について反抗的な言動をした複数の児童らを平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い児童を叱ったが席につかないため頬をつねって席につかせる。
- ・部活動顧問の指示に従わなかったため、当該生徒の頬を殴打する。

イ「被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの」

- ・放課後に児童生徒を教室に残留させ、児童生徒がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。

② 認められる懲戒（児童生徒に肉体的苦痛を伴わないものに限る）

- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- ・児童生徒が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため体をきつく押さえる。

【懲戒・体罰における教師の責任】

① 刑事上の責任（懲戒の範囲を超えた場合）

●刑法

傷害罪第 204 条、暴行罪第 208 条、監禁罪第 220 条、脅迫罪第 222 条 1 項

強要罪第 223 条 1 項など

② 民事上の責任

●民法

体罰により身体に傷害、身体的精神的苦痛を与えたことへの責任が問われ、損害賠償の責任（民法第 709 条）が追及される場合がある。監督者として校長も責任を追及される（民法第 715 条）こともある。国公立学校においては、国家賠償法（第 1 条）の定めるところにより、国または地方公共団体が賠償責任を追及されることもある。

③ 行政上の責任

職務上の義務に違反したとして、懲戒処分の対象になることがある。校長も監督責任者としての責任を問われて懲戒処分の対象となる場合がある。

（参考）体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省
2013 年 3 月 13 日 通知）

○児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 いじめ

●いじめ防止対策推進法（2013 年制定）

（1）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第 2 条）

（2）いじめの防止基本方針の策定

- ・文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。（第 11 条）
- ・地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。（第 12 条）
- ・学校は、いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（第 13 条）

（3）学校が講ずべき基本的施策およびいじめに対する措置

- ・学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第 22 条）
- ・学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われたときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。（第 23 条 1 項）
- ・学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。（第 23 条 2 項）
- ・学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。（第 23 条 6 項）

（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請

求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。（第 19 条 3 項）

（５）重大事態への対処

- ・学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第 28 条）

※「重大事態」とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第 28 条 1 項 1 号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第 28 条 1 項 2 号）
- ・「相当の期間」とは年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 2017 年 3 月 14 日最終改定）

○いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について（文部科学省 2012 年 11 月 2 日通知）

強制わいせつ（刑法第 176 条） 傷害（刑法第 204 条） 暴行（刑法第 208 条）

脅迫（刑法 222 号） 強要（刑法第 223 条） 名誉棄損・侮辱（刑法 230, 231 条）

窃盗（刑法第 235 条） 恐喝（刑法第 249 条） 器物損壊等（刑法第 261 条）

●茨城県いじめの根絶を目指す条例（2019 年公布）

- ・（基本理念）いじめの防止等のための対策は、すべての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければならない。（第 3 条 1 項）
- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。（第 4 条）
- ・学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学

校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。（第 8 条 1 項）

- ・学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、第 1 項の関係者と連携し、いじめを受けている児童生徒が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。（第 8 条 4 項）

3 自殺

●自殺対策基本法（2006 年施行 2016 年改正）

- ・自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。（第 2 条 1 項）
- ・自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。（第 2 条 3 項）

4 不登校

●教育機会確保法（2017 年施行）

- ・全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること（第 3 条 1 項）
- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること（第 3 条 2 項）
- ・不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること（第 3 条 3 項）
- ・国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。（第 13 条）

○不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省 2019 年通知）

- ・（支援の視点）不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。
- ・（不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性）不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要がある。

○誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策「COCOLO プラン」（文部科学省 2023 年通知）

- ・ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ② 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③ 学校の風土の「見える化」を通し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランが文部科学大臣の下、とりまとめられた。

5 児童虐待

●児童虐待防止法（2019 年改正）

- ・（児童虐待の定義）「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。（第 2 条）
- ・ 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（第 2 条 1 項）
- ・ 児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（第 2 条 2 項）
- ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等（第 2 条 3 項）
- ・ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（第 2 条 4 項）

- ・ 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。（第 3 条）
- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（第 6 条）

●児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（2020 年施行）

- ・ 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際し、体罰を加えることや民法第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない（児童虐待防止法第 14 条 1 項改正）

6 少年法及び関係法規

●少年法

- ・ 第 2 条 この法律で「少年」とは、20 歳に満たない者をいい、「成人」とは満 20 歳以上のものをいう。
- ・ 第 62 条 ただし、18 歳以上の少年を「特定少年」とする。（2021 年改正）

※「民法の一部を改正する法律」（2022 年施行）成年年齢を 18 歳に引き下げ

○非行少年の定義（少年法第 3 条 1 項）

- ・ 犯罪少年・・・14 歳以上で刑罰法令に触れる行為をした者
- ・ 触法少年・・・14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者
- ・ ぐ犯少年・・・一定の事由（家出癖や不良交友等）に該当し、将来的に刑罰法令に触れる行為のおそれがある者

○触法少年と犯罪少年の処遇について

- ・ 触法少年は少年法の適用対象だが、児童福祉法の措置が優先されるため、まずは児童相談所へ通告・送致される。ただし、児童相談所が少年を家庭裁判所の審判に委ねる方がよいと判断すると、触法少年は家庭裁判所へ送致される。
- ・ 犯罪少年は家庭裁判所に送致される。

必要に応じて少年鑑別所に收容し、少年の処分を適切に決めるためのさまざまな検査等を行う。（観護措置）收容期間は通常は最長 4 週間、一定の事件で証拠調べが必要な場合は最長 8 週間まで延長することができる。

犯罪少年・・・家庭裁判所送致→ ①保護処分 →ア 保護観察（※１）

イ 少年院送致（※２）

ウ 児童自立支援施設等送致（※３）

② 検察官送致→刑事処分が相当と判断される場合

③ 不処分

※１ 保護観察 決められた約束事を守りながら家庭などで生活し、保護観察官や保護司から生活や交友関係などについて指導を受ける。

※２ 少年院送致 再非行を犯す恐れが強く、社会内での更生が難しい場合には、少年院に収容して矯正教育（生活指導、職業補導等）を受けさせる。家庭裁判所が特に認める場合に限り 14 歳未満の少年を少年院に送致できる。（少年法第 24 条 1 項）少年院送致可能な年齢はおおむね 12 歳とする。（少年院法第 4 条 1 項 1 号）期間は特修短期（4 か月以内）短期（6 か月以内）長期（原則 2 年以内）がある。

※３ 児童自立支援施設等送致 比較的低年齢の少年につき、開放的な施設での生活が相当と判断された場合、児童自立支援施設に送致する。

7 その他の条例・法規・制度

● 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（2022 年一部改正）

・有害行為（※）のための場所提供等の禁止（第 32 条）

※有害行為とは・・・飲酒、喫煙、暴行、わいせつ行為、シンナー等薬物使用

・深夜外出（午後 11 時から翌日の午前 4 時まで）の制限（第 33 条）

・インターネット利用環境の整備（第 39 条）・・・フィルタリングの使用

※関連法令：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

● 銃砲刀剣類所持等取締法

（刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物の携帯禁止）

業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。（第 22 条）

● 個人情報保護法

- ・「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（氏名、生年月日、住所、顔写真など特定の個人を識別できるもの、身体データ、免許証、パスポート、マイナンバーカード等個人に割り振られる公的な番号等）をいう。（第2条）
- ・個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。（第17条1項）
- ・取得している個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。（第18条1項）
- ・個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（第23条）

● 地方公務員法（守秘義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。（第34条）

● 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度（茨城県教育委員会 2013年6月より運用）

○児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度に係る協定書（茨城県警察本部長、茨城県教育委員会教育長 2013年5月）

- ・（連絡対象事案等）学校から警察署へ連絡する事案（第6条2項）
 - ① 児童生徒の非行、問題行動等の防止及びこれらによる被害の防止のため、連絡責任者が警察との連携が必要と認める事案
 - ② 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の防止のため、連絡責任者が警察との連携が必要と認める事案
 - ③ その他、学校では解決が難しく、連絡責任者が警察との連携が必要と認められる事案
- ・（連絡の内容）本制度に係る連絡については、前条に該当する事案の概要、児童生徒の氏名など、連絡責任者が必要と認める内容に限るものとする。（第7条）
- ・（連絡の方法）本制度に係る連絡は、事実関係を確認の上、口頭により行うものとする。（第8条）

- ・（秘密の保持）実施機関は、本制度の実施により得た情報については、個人情報保護の観点から秘密の保持を徹底し、本制度の目的以外に利用してはならない。（第9条）

● こども基本法（こども家庭庁 2023年4月施行）

- ・ 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条1項）
- ・ 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条2項）
- ・ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条3項）
- ・ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条4項）

